特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別 給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を使用しています。 「番号法」: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)

評価実施機関名

福岡県 筑紫野市長

公表日

令和7年3月31日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務
②事務の概要	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務において、支給要件の判定 及び支給に関する確認・管理を行う。
③システムの名称	・子育て世帯生活支援特別給付金システム ・番号連携サーバー ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名 名
子育て世帯生活支援特別給付	ー 金情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表の135の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4
	【情報提供の根拠】 ・提供なし
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	筑紫野市 こども部 こども政策課
②所属長の役職名	こども政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 こども部 こども政策課 こども政策担当
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		17年1月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か		17年1月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	重点項目評価	書又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	죠(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
			, ,,,,_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報を取り扱う際には、複数人での確認を徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ					

9. 監査						
実施の有無	[O] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施	する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	等による厳格なアクセス権限1	F、適切な管理を行って 度更新も実施している	ているPCへのアクセスは、パスワード、タ いる。アクセス権限は最小限とし、異動st。以上のことから、権限のない者によって	等によるア		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月21日	Ⅱ-1 対象者数	令和5年5月31日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年1月21日	Ⅱ-2 取扱者数	令和5年5月31日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月2日	I -4②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の121の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令 第7号)第59条の4 【情報提供の根拠】 ・提供なし	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表の135の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令 第7号)第59条の4 【情報提供の根拠】 ・提供なし	事後	
令和7年3月4日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の101の項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第 74条	・番号法第9条第1項 別表の135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74 条	事後	
令和7年3月4日	I-5①部署	筑紫野市 健康福祉部 保育児童課	筑紫野市 こども部 こども政策課	事後	
令和7年3月4日	I-5②所属長の役職名	保育児童課長	こども政策課長	事後	
令和7年3月4日	I -8連絡先	郵便番号818-8080 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111 (代表) 筑紫野市 健康福祉部 保育児童課 保育児 童担当	<u>野使番号818-8080</u> 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111 (代表) 筑紫野市 こども部 こども政策課 こども政策 担当	事後	